



平成16年3月31日発行
飯豊町農業委員会
電話 0238(72)2111(代)



甘くて美味しい完熟いちご

飯豊町では、平成15年度にいちご栽培用のハウスを3ヶ所で延べ1,750坪整備されました。品種は「とちおとめ」で高設土耕栽培を用いて毎年12月から6月初旬まで収穫され、町内外のスーパーや旅館等で「ルビーベリー」という飯豊町のオリジナル名で販売されています。

この「ルビーベリー」は、完熟するまで収穫せず、出荷日に朝摘みするため甘さは抜群です。是非、一度ご賞味ください。

消費税が変わります

平成 15 年度の税制改正で、消費税の仕組みが大きく変わりました。事業者免税点制度の適用上限の引き下げで、新たに多くの農業者が課税事業者となるため、農業経営にとって消費税の知識がより一層大切になるので、改正内容と申告・届出などの資料として参考にして下さい。

消費税制度の主な変更点

1. 事業者免税点制度の適用上限が 1,000 万円に引き下げ

消費税の納税義務が免除される事業者免税点制度の適用上限が、従来の課税売上高 3,000 万円から 1,000 万円に引き下げられました。平成 15 年分の課税売上高が 1,000 万円を超えると平成 17 年分から課税事業者となり、消費税の納税義務が発生します。

2. 簡易課税制度の適用上限が 5,000 万円に引き下げ

簡易な計算で納付税額が計算できる簡易課税制度の適用上限が、課税売上高 2 億円から 5,000 万円に引き下げられました。

3. 申告納付回数に変更されます

直前の課税期間の確定消費税額（年税額）が 4,800 万円を超える場合には、年 11 回の中間申告・納付を行うこととなります。中小事業者が中心の農業者の場合、ほとんどがこれまで通りの申告納付回数で済みます。

4. 価格表示は総額表示が義務付け

課税事業者が取引の相手方である消費者に対して商品等の販売、役務の提供等の取引を行うに際し、取引価格を表示する場合には、消費税を含めた価格を表示することが義務付けられました。

申告納付のための基準期間は平成 15 年から始まっています。

1～3 については、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間（平成 17 年 3 月末決算分）から、個人事業者は平成 17 年分から適用され、4 については、平成 16 年 4 月 1 日から適用されます。しかし、課税事業者になるかどうかは、基準期間の課税売上高で判断されますので、いまから課税取引額が把握できるように記帳するなどの準備が必要です。

また、お分かりにならない点や詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署又は町税務課にお尋ねください。

シリーズ「がんばっています！若手農業者」

大字岩倉、風土会です

和牛の繁殖をしてみて

後藤 通雄さん(岩倉)

私は、水田二・七ha(転作も含めて)と和牛の繁殖十五頭の複合経営を行っています。又、中津川転作組合の一員として飼料作物やそばの転作物栽培培を行っている。転作組合も最初は和牛を飼育している農家が十戸で、昭和五十二年にスタートしたのですが途中で半分の農家が止めてしまい、現在では四戸の農家になってしまいました。そして、和牛を飼育しているのは転作組合の中で私一人になりました。当然、飼料作物の管理は一人でやらなければならぬので、夏の短い中津川では大変忙しい毎日であります。

当中津川地区では、良質な野草が豊富なので和牛の繁殖地として、最も適している所だと思います。

私が和牛の飼育を始めたころはほとんどの農家で和牛を飼っていました。それが、現在では中津川全体で十二戸の農家になってしまいました。

今、稲作農家が大変な時代になってきたので、米の減収を補うためにも、和牛の繁殖にもっと力を入れたいと思っています。又、中津川地区の和牛の飼育農家を減らさない為にも、粗飼料の供給や子牛の高額販売できる様な体制づくり而努力していかなくてはならないと思います。

今回の「米政策改革大綱」により地域営農に取り組むにも担い手・認定農業者の位置づけが重要になってきましたし、私も、認定農業者としてもっと充実した農業経営に取り組まなければならぬと思います。

風土会では

会長 横澤 郁雄

風土会は、平成十五年五月に結成された飯豊町若手農業者の会であります。風土会の「風」は町外からの新規就農者を、「土」は地元の青年農業者のこゝとを表します。この両者が手と手を合わせて飯豊の良き風土を作っていくという決意を表現しています。会員数は二十七名で参加希望者を募集しています。

風土会の活動内容としては、町商工会青年部との交流会や会員相互の交流会、町収穫祭や県ニューファーマーズフェスティバルへ出店等を行いました。又、長沼安義税理士を講師に招き、バランスシートの見方・青色申告や消費税等についての学習会を開催しました。

十六年度の活動内容は昨年同様の町農業を担う青年農業者育

成のための勉強会を数多く開催していきます。又、町収穫祭・ニューファーマーズフェスティバル等へ積極的に参加し、会員同士や地域の方々との親睦を深めるための交流会も開催していきます。他にも、全国で屈指の新規就農者にやさしい町として新規参入者への支援活動や、風土会からの情報発信基地としてホームページの開設、又、朝市の開催・直売所の設置・町外の物産市への参加や関係機関への政策提言活動等を展開していきます。

今、飯豊町は、青年農業者の熱と力が渦巻いています。青年農業者は夢と希望を胸に、明日の経営を切り開こうと必死になつております。風土会の活動についても、もっと充実を図り、青年農業者をサポートしていきます。

今後とも地域との交流を一層深め、地域の皆さんと共に飯豊の良き風土を作り上げるべく邁進してまいります。

※風土会では、**会員の募集中**で、年齢制限はありませんので、ご参加下さるようお願いいたします。

提言『今、思いつく』

「安全」で「安心」

飯豊町農業委員

中 佐藤 艶子

私が農業委員の職に就かせていただいたから、早、半年が過ぎようとしています。無我夢中の現在であります。

今年一月に山口県で発生した鳥インフルエンザ。その後、各関係機関の連携と努力により終息宣言がなされた矢先に、今度は京都で発生したことが報道された時、ショックと残念な思いと怒りと複雑な思いが交差いたしました。もっと早く報告していれば：そう思えてしかたがありません。

農畜産物を生産するものにとって、利益は最も重要なことではあります。それ以上に「安全」でかつ「安心」して喜んでもらえる農畜産物を消費者に提供する責任があると思いません。

現在、食品トレーサビリティシステムへの活用が期待されおり、実現化してきています。これこそ、生産者が生産物に自信を持って責任をとることではないでしょうか。農業者自身、生産者であり消費者であるわけですから、何事にも我が身に置き換えて農畜産物を生産していくことが最も重要ではないでしょうか。

さて、今年度から新たな「米政策改革大綱」が始まり、各生産組合を通して説明会が行われております。

今後の米政策のあり方について、充分な話し合いの上、農業に対する考え方を議論しあいよりよい方向に進むよう、私も農業委員として、又、農業者として精一杯ガンバっていきたく思います。



新委員の決意

井上 與一

私は、昨年十二月農協から選任され農業委員として辞令交付を受けました。前任者は長年農業振興に努められた優秀な方で、後任として農業委員の役割を理解し精一杯努力する覚悟であります。

今、農業の現場は依然として大変厳しい環境の中、農業の発展と向上に努め頑張りたいと思っております。皆様方のご指導・ご協力のもと一生懸命務めますのでよろしく願います。

あとがき

木々の芽もふくらみ大地の躍動が感じられる季節となり、農作業も本番を向かえました。

農委広報第四号の発刊に当たり、色々な情報の提供をいただき有難うございました。

今、食の安全について大きな問題になってきました。今後は、食の安全等について取材活動をし、これからも、皆さんに親しまれる広報紙を目指し農業委員会一同頑張っておりますので、ご愛読のほどよろしくお願い申し上げます。(山口記)

平成 16 年度許可申請締切日 及び総会開催予定日

許可申請締切日		総会予定日
4月	14日(水)	26日(月)
5月	14日(金)	24日(月)
6月	14日(月)	25日(金)
7月	14日(水)	26日(月)
8月	13日(金)	25日(水)
9月	14日(火)	27日(月)
10月	14日(木)	25日(月)
11月	12日(金)	25日(木)
12月	14日(火)	22日(水)
1月	14日(金)	25日(火)
2月	14日(月)	25日(金)
3月	14日(月)	25日(金)